

環境影響評価制度

(ページ No.)

- 1 環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧 1

環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧

	環境影響評価法 第一種事業（第二種事業）	北九州市環境影響評価条例
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路等	4車線以上	—
一般国道	4車線 10km以上（7.5km）	4車線 5km以上
大規模林道	幅員 6.5m以上、20km以上（15km）	—
2 河川		
ダム	湛水面積 100ha以上（75ha）	湛水面積 50ha以上
堰	湛水面積 100ha以上（75ha）	湛水面積 50ha以上
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha以上（75ha）	—
放水路	改変面積 100ha以上（75ha）	改変面積 50ha以上
3 鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	—
普通鉄道	10km以上（7.5km）	5km以上
軌道（普通鉄道相当）	10km以上（7.5km）	5km以上
4 飛行場		
	滑走路長 2500m以上（1875m）	滑走路長 1250m以上
5 発電所		
水力発電所	出力 3万 kW以上（2.25万 kW）	出力 1.5万 kW以上
火力発電所（地熱以外）	出力 15万 kW以上（11.25万 kW）	出力 7.5万 kW以上
火力発電所（地熱）	出力 1万 kW以上（7500kW）	—
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力 1万 kW以上（7500kW）	出力 5000Kw以上
6 廃棄物最終処分場		
	30ha以上（25ha）	15ha以上（遮断型最終処分場は全て）
7 公有水面の埋立て及び干拓		
	50ha超（40ha）	25ha以上
8 土地区画整理事業		
	100ha以上（75ha）	50ha以上
9 新住宅市街地開発事業		
	100ha以上（75ha）	50ha以上
10 工業団地造成事業（首都圏及び近畿圏）		
	100ha以上（75ha）	—
11 新都市基盤整備事業		
	100ha以上（75ha）	50ha以上
12 流通業務団地造成事業		
	100ha以上（75ha）	50ha以上
13 宅地の造成の事業（住宅地、工業用地を含む）		
独立行政法人都市再生機構	100ha以上（75ha）	50ha以上
独立行政法人中小企業基盤整備機構	100ha以上（75ha）	50ha以上
14 工業団地の造成事業		
	14～23までの事業は	50ha以上
15 住宅団地の造成事業		
	すべて対象外	50ha以上
16 工場又は事業場の建設事業		
		大気 4万 Nm ³ /時間以上又は 水質 5千 m ³ /日以上
17 廃棄物処理施設の建設事業		
		50t/日以上（廃棄物焼却施設）
18 運動施設又はレジャー施設		
		20ha以上
19 大規模建築物の建設事業		
		延べ面積 10万 m ² 又は高さ 100m以上
20 土石又は鉱物の採取事業		
		20ha以上
21 土地の造成事業		
		50ha以上
22 道路		
県道、市道		4車線 5km以上
林道		2車線 10km以上
23 下水道終末処理施設		
		計画処理人口 15万人以上
○ 港湾計画		
	埋立・掘込み 面積 300ha以上	埋立・掘込み 面積 150ha以上